

入学準備金の入学前支給について

1. 入学前支給導入の背景

(1) 国の制度改正

文部科学省は「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」を平成 29 年 3 月 31 日付けで改正した。

一部市町村が先行して独自の取り組みとして、平成 27 年度から入学準備金を入学前に支給をしていた。国が、未就学児に対し入学準備金を入学前に支給する自治体も国庫補助の対象とできるよう交付要綱を改正した。

(2) 国庫補助

◆**要 保 護**: 国庫補助対象。予算の範囲内で最大 1/2 補助。

◆**準要保護**: 三位一体改革により、平成 17 年度より国庫補助を廃止し税源移譲、地方財政措置を行い各市町村が単独で実施。

◆**特別支援教育就学奨励費**: 国庫補助対象。予算の範囲内で最大 1/2 補助。就学援助費は認定基準が異なる。

2. 従来の新入学学用品費支給の流れ

入学後に支給。(新小学 1 年生 40,600 円、新中学 1 年生 47,400 円)



3. 多摩 26 市の動向 (平成 29 年 7 月 1 日現在)

(1) 入学前支給にかかる多摩 26 市の動向

- ①平成 28 年度に小・中実施：2 市
- ②平成 29 年度に小・中実施：8 市
- ③平成 29 年度に中のみ実施：6 市
- ④実施時期未定・検討中：10 市 (立川市含む)

4. 立川市における入学準備金の入学前支給の実施について

1. 平成 29 年度 (平成 30 年 3 月上旬) に新中学校 1 年生に入学前に支給
2. 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月上旬) に新小学校 1 年生に入学前に支給
3. 特別支援教育就学奨励費については国の動向を見て対応する

5. 理由

- (1) 新小1(就学前児童)は、未就学児のデータを就学援助システムに取込む必要があるため、システムを大幅に改修する必要がある。受付業務を11月1日から開始するためにシステム会社と協議を重ねたが、システム改修が間に合わないという回答である。現在、入学前支給に対応したシステムはパッケージ化されておらず、自治体ごとのオーダーメイドである。今からでは十分なテスト期間の確保が不可能であり、拙速に導入すると混乱を招く恐れがある。ただし、新中1はデータの取り込み、閲覧が可能かつシステム改修が軽微であるため、入学前支給は可能。早急に対応する。
- (2) 就学前児童のいる対象世帯への公平かつ十分な周知にも対策・時間を要す。
- (3) 特別支援教育就学奨励費は国庫補助の規定により、基準単価(23,550円)の1/2が財源となっているが、在籍前の支給分は国庫補助の対象外となるため、おおよそ150千円前後の歳入減となる。また、現状では多摩地区他市で入学前支給導入の動きはない。

6. 入学準備金 入学前支給の実施スケジュール

3 ページ「入学前支給の実施スケジュール」参照。

7. 対象者

入学準備金 (=入学前支給)

新中1	①2月1日時点における就学援助準要保護認定者(=小6)
新小1	①2月1日時点において、立川市に住民登録がある ②国公立の小学校へ入学予定である ③11～1月にかけて入学準備金受給申請を行い、その年度の就学援助認定基準に基づき判定を行い準要保護認定となった世帯

新入学学用品費 (=入学後支給)

新中1	①中学校へ入学した年度の4月1日付就学援助準要保護認定者 ②入学準備金の支給を受けていない
新小1	① 小学校へ入学した年度の4月1日付就学援助準要保護認定者 ② 入学準備金の支給を受けていない

8. 平成29年度実績

(新1年生、4月申請者)

	申請者(準要保護)	認定	否認定
新中1	232人	204人	28人
新小1	187人	153人	34人